

令和5年度 旭川市立緑が丘小学校 いじめ防止基本方針

【いじめなくその宣言1～4年】 1年1組 いじめがされていゆなことは しないで！ 2年1組 いじめがされていゆなことは、 しないようにしよう！ 3年1組 やさしい心 スがあらわれて うれしいね 4年1組 差別NO！ 相手の気持ちを 分かり合おう 4年2組 仲間外れにせず、 相手の気持ちを考え て行動しよう。	【令和4年学校スローガン】 いじめ× あいて ^{きこ}相手の気持ちを ^{かんが}考えて りよくしようこ 緑小っ子の えがな ^る笑顔を増やそう	【いじめなくその宣言5～6年】 5年1組 あいての気持ちを考え どんなことがあっても 『しない・させない・見すごさない』 5年2組 絶対に 実害をない いじめしない 6年1組 いじめの 害を減らすために いじめをゼロにしよう 
--	--	---

は じ め に

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、これまでも、「いじめは絶対に許されない行為である」という全教職員の共通理解のもと、いじめを受けている子がいた場合には最後まで守り抜くこと、いじめをしている子がいた場合には、行為を許さない毅然とした態度で指導することの徹底を図り、いじめ根絶に向けて防止と対処に努めてきている。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切だと考える。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、「学校いじめ防止対策推進委員会」を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努める。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、道と市町村及び学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法では、いじめを次のように定義している。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意する。

- いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事案を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する学校いじめ防止対策推進委員会で情報共有して対応する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながらか見逃してしまうことがないよう、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティー」、「多様な背景を持つ児童」、「東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童」等、学校として特別な配慮を必要とする児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うと

ともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

※「性的マイノリティー」とは、LGBT(L:女性同性愛者、G:男性同性愛者、B:両性愛者、T:身体的性別と性自認が一致しない人)のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向、性自認を持つ人のこと。

※「多様な背景を持つ児童」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童や、支援を要する家庭状況(経済的困難、児童の家庭での過重な負担、外国人児童等)などにある児童のこと。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 通信機器やSNS等で、誹謗中傷や不快なことをされる。

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害児童の意向を十分に配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要がある。また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要がある。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする観衆の存在、周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題によりいじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の

弱い者を攻撃することで解消しようとする)、②集団内の異質な者への嫌悪感情(凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある)、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたい分、分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- いじめは、児童の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童も一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識をもち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童を守り通すことは難しい。そのため、児童の発達段階に応じた、「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティー」、「多様な背景をもつ児童」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は「学校いじめ防止対策推進委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ防止対策推進委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されている。重大事態が発生した場合には、学校いじめ基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

※ 児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合 など

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ 相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対応する。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び今年度の目標（指標）

本校では、これまでの取組の成果により重大事案と認知されるような事案は、今のところ発生していない。しかしながら、全ての児童間におけるどんなにささいないさかい、誹謗・中傷、粗暴な言動なども、「いじめ」と積極的に捉え、決して軽視しないこと、閉鎖的に対処しないことを全職員で確認している。この組織的な認識は、これからも確実に継承し、堅持していく。

また、未然防止の指導として、道徳科、特別活動、各教科、生徒指導において、くまなく行うことが重要である。人権教育やインクルーシブ教育の理念に基づく学校経営を基盤とし、一人一人の児童の心に染みる未然防止の指導を継続的に取り組んでいく。

今年度の目標としては、いじめに関するアンケート調査において「いじめはどんな理由があっても許されることではない」に対する肯定的な回答100%を維持する。「いじめ」の認知については、適正な根拠や規準に基づいて把握し、迅速な対応によっていじめを起因とする児童の学校生活や心身の健康に影響を及ぼすような事態の皆無を継続する。

2 児童が主体となった取組の推進

いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。

○ 児童会を中心に、いじめの問題等について話し合い、本校の実態に応じた、いじめ防止基本方針（児童版）を策定する。

○ 生活・学習 Act サミットで協議された内容等を小・中学校で連携して共有する。

- 児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。

3 学校いじめ防止対策推進委員会の設置

いじめの問題に組織的に対応するため、学校いじめ防止対策推進委員会を設置する。

ア 設置の意義

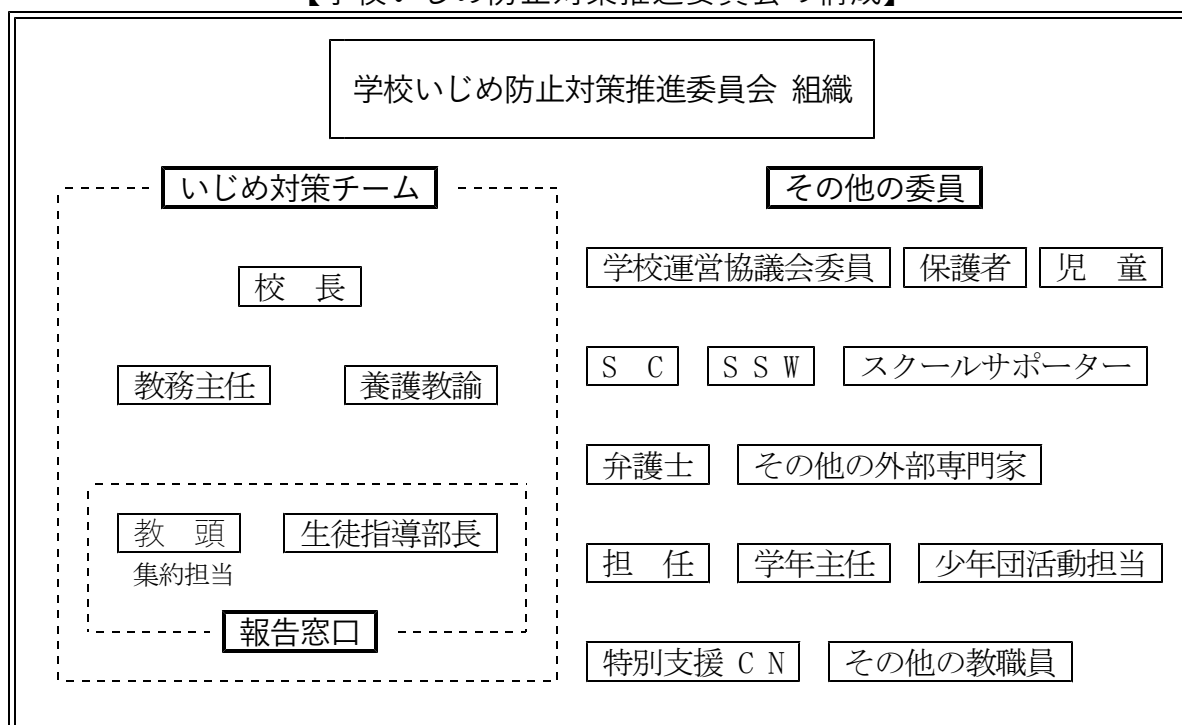
- いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。

イ 設置の留意事項

- 次のことを踏まえて、学校いじめ防止対策推進委員会を構成する。
- ・ 本校の複数の教職員や、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者等により構成する。
 - ・ 学校いじめ防止対策推進委員会内に「いじめ対策チーム」を設置する。
 - ・ 「いじめ対策チーム」は、管理職や主幹教諭、生徒指導部長など、校内の主要な役職にある者から、組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定する。
 - ・ 「いじめ対策チーム」のメンバーの中から「報告窓口」の役割を担う者を1名ないし複数名、うち1名を「集約担当」に当たる。
 - ・ 「報告窓口」は他の教職員からの報告をいつでも受けられるよう、教頭や生徒指導部長を当て、「集約担当」は「報告窓口」への報告を集約し、その後の対応をコーディネートする。
 - ・ 個々の事案への対処に当たっては、関係の深い教職員を「いじめ対策チーム」に追加するとともに、必要に応じて外部の専門家の協力を受ける。
 - ・ 「校内研修の実施」や「児童主体の未然防止の取組」、「学校いじめ防止基本方針の内容の検討」等に当たっては、必要に応じて、その他の関係者を「いじめ対策チーム」に追加する。
- 次のことを踏まえて、学校いじめ防止対策推進委員会の体制を整備する。
- ・ 管理職のリーダーシップの下、情報共有を行いやすい体制
 - ・ 全ての教職員が、「いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ防止対策推進委員会に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であること」を理解し、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、原則としてその全てを「報告窓口」に報告するなど、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
 - ・ 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
 - ・ 「いじめ対策チーム」の役割分担を適切に行うなど、機動的に運用できる体制
- 学校いじめ防止対策推進委員会の役割に次のことを位置付ける。
- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
 - ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
 - ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

- ・いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有
- ・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う役割
- ・学校いじめ防止対策推進委員会で検討した内容を記録し、整理・保管する役割

【学校いじめ防止対策推進委員会の構成】



4 いじめ防止の取組

学校は、児童がいじめに向かわないように、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努める。

また、児童に対して傍観者とならず、学校いじめ防止対策推進委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

具体的には、いじめの防止のため、次の取組を進める。

ア いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図る。

- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（児童版）の作成を支援し、学校いじめ防止対策推進委員会の存在や取組について、児童が容易に理解できる取組を進める。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道德教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育む取組を進める。
- 児童の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努める。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知する。

具体的には、いじめの早期発見のため、次の取組を進める。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

6 いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ防止対策推進委員会において情報を共有し、組織的に対応する。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

イ いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- いじめを受けた児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

ウ いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

オ 性に関わる事案への対応

- 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対応を行う。
- 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

カ 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

7 いじめの解消

単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していること」や「その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと」を本人及びその保護者に対し、面談等により確認す

る。具体的には、いじめの解消に向け、次の取組を進める。

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察する。
- 学校いじめ防止対策推進委員会におけるいじめの解消の判断は、解消の2つの要件を踏まえて行う。

8 いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処する。

- 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存のいじめ防止対策推進委員会に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。
- 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。
- 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供する。

9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施する。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、いじめ防止対策推進委員会に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。
- 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるための情報モラル教育の充実と啓発に努める。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

11 学校の取組の周知

本校のいじめの防止等の取組について、保護者や地域等に啓発する。

- 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへ掲載や学校便り等で配付したりするなどして、児童、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- 学校いじめ防止基本方針の内容については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、児童、保護者、関係機関等に説明する。

1 2 学校いじめ防止基本方針の見直し

教育委員会が定める学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉の改定や本校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図る。

- 学校いじめ防止対策推進委員会を中心に、P D C Aサイクルにより、計画的に点検・見直しを図る。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

第3章 学校いじめ防止プログラム

※ 学校いじめ防止プログラムは、〔1 2〕～〔1 3〕ページに掲載

【 改 訂 】

令和5年4月6日

旭川市立緑が丘小学校 いじめ防止対策推進委員会

第3章 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月（強調月間）	7月	8月	9月
教職員	○学校いじめ防止対策推進委員会 ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ・児童、保護者への説明内容の検討 ○児童に関わる学校間の情報交流（授業参観等） ○ふれ合い活動の推進（通年） ○学校ネットパトロール（毎月実施）	○学校いじめ防止対策推進委員会 ・いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームが中心に随時開催し、認知の判断や対応プランを検討し、実施する。 ・校内研修（1）の内容の検討及び準備、運営 ・いじめ撲滅運動の計画及び運営 ○校内研修（1） ・児童理解研修① ・自己肯定感や自己有用感を高める指導の在り方 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加	○学校いじめ防止対策推進委員会 ・校内研修（2）の内容検討及び準備、運営 ・いじめアンケートの集計、分析 ○校内研修（2） ・教育相談の在り方 ※講師：スクールカウンセラー ○いじめ問題への対応状況の調査① ○全児童との教育相談	○学校いじめ防止対策推進委員会 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討 ○児童に関わる学校間の情報交流（授業参観等）	○学校いじめ防止対策推進委員会 ・校内研修（3）の内容検討及び準備、運営 ○校内研修（3） ・児童アンケートや各種調査結果の活用 ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加	○学校いじめ防止対策推進委員会 ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての還流 ・前期の取組についての点検及び評価 ・いじめ・非行防止強調月 ○いじめ問題への対応状況の調査②
児童	○学校いじめ防止基本方針の説明 ○学習及び生活の基礎づくり ・緑小スタンダード（学習・生活編）の徹底 等 ○いじめ相談窓口の理解 ・校内の窓口（担任・SC） ・子どもホットライン ・子ども総合相談センター 等	○いじめ防止の理解を深める学習①（学級活動・道徳の時間） ○学校いじめ防止基本方針（児童版）の策定 ○スローガンの作成	○いじめアンケート調査① ○いじめ・非行防止強調月間① ○全校集会の実施 ○人権教室・携帯安全教室	○携帯安全教室への参加	○ボランティア活動の実施	○いじめ防止の理解を深める学習（学級活動・道徳の時間）
家庭・地域	○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発 ○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 ○チェックリストの活用（通年） ○いじめに関わる情報収集（通年） ○児童の自宅確認	○保護者との懇談	○学校評議員会 ・学校いじめ防止基本方針等の説明 ○保護者との懇談	○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより	○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ	

	10月（強調月間）	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	○学校いじめ防止対策推進委員会 ・校内研修(4)の内容の検討及び準備、運営 ・後期の重点的な取組 ○校内研修(4) ・児童理解研修② ○校下小中学校との連携 ・授業参観 等 ○全児童との教育相談	○学校いじめ防止対策推進委員会 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討 ○児童に関わる学校間の情報交流(授業参観等) ○いじめ問題への対応状況の調査③	○学校いじめ防止対策推進委員会 ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討 ○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組にいての点検	○学校いじめ防止対策推進委員会 ・学校評価の結果の分析 ・いじめ防止に係る学年集会の内容の検討	○学校いじめ防止対策推進委員会 ・校内研修(5)の内容の検討及び準備、運営 ・1年間の取組についての点検・評価 ○校内研修(5) ・インターネット上で行われるいじめへの対応 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○全児童との教育相談	○学校いじめ防止対策推進委員会 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成 ○校下中学校との連携 ・進学に伴う情報交換 等
児童	○いじめアンケート調査② ○いじめ・非行防止強調月間②			○学年集会の実施 ・いじめ防止に係る取組 等	○いじめアンケート調査③	
家庭・地域	○学校評議員会 ・2学期の取組についての説明	○保護者との懇談 ○参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の授業公開	○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校日より ・参観日 等	○学校評議員会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止	○学校関係者評価の実施	○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校日より ・参観日 等